

参議院大蔵委員会会議録第七号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日)

午前十一時二十一分開会

委員の異動

十月二十五日委員占部秀男君辞任につき、その補欠として成瀬幡治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君

理事

委員

上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
市川 房枝君

太田 正孝君
大谷 賢雄君
梶原 茂嘉君
木暮武太夫君
林屋亀次郎君

堀 末治君
大矢 正君
木村磨八郎君
野溝 勝君

天田 勝正君
原島 宏治君
須藤 五郎君

政府委員

総理府総務長官 小平 久雄君
総理府特別地 大竹 民陟君
城連絡局長 堀本 宜実君
大蔵政務次官 上林 英男君
大蔵省主計 局法規課長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
専門委員

説明員

水産庁漁政部長 林田修紀夫君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまから委員会をひらきます。

まず、委員の異動について御報告いたします。十月二十四日付をもって委員成瀬君が辞任され、その補欠として占部君が委員に選任されました。二十五日付をもって占部君が辞任され、その補欠として成瀬君が委員に選任されました。

○委員長(大竹平八郎君) 右の異動により、理事が一名欠けることになりましたので、委員長は、前例に従い、理事に成瀬君を指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(大竹平八郎君) 次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を議題とし、前回に引き

続き、質疑を行なうことにいたしました。

まず、小平総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(小平久雄君) まず最初に、一言お呼びを申し上げておきたいと思ひます。と申しますのは、先般御説明申し上げました本法案の提案理由の説明におきまして、委員各位にお配りをいたしました資料の中に、理由説明の最初の方でございますが、「齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島につきましては、わが国固有の領土であるにもかかわらず、昭和二十年八月ソビエト社会主義共和国連邦により占領されて以来事実上同国の支配下にあり、わが国の施政権が及んでいない」という特殊な状態に置かれております。このようになっておりますので、本院の速記もさようにしておりますので、あつた説明の

際、ただいま申し上げました部分のうち「昭和二十年八月以来わが国の施政権が及んでいない」という特殊な状態に置かれております。と、こう実は私自身はここで申したのでございませう。このことは衆議院におきましても同様

に申し上げたのでございませう。ただ、委員各位にお配りをいたしました資料では、ソビエト云々と、このところが抹消せずにお手元にお配りをいたしてしまつておつた、こういう手違いがございませう。この点はなほ恐縮に存じますので、委員各位のお手元の資料

も御訂正をいただきたいと存じます。速記の方も、これは私としてはここで申し上げなかつた個所なのでありまして、どういふ事情で速記の方がそのなつたかは存じませんが、この点はひとつ、以上申し上げたとおりの事情でございませうので、御了承をいただきたいと存じます。

なお、二点といたしまして、提案理由の中に「わが国固有の領土であるにもかかわらず」云々という字句がございませうが、これは別段領土問題の議論に對しまして何らかの決定づけをしよ

うといったような格別の意図があつて申したのではございませう。この点もひとつあわせて御了承をいただきたいと存じますのでございませう。

○成瀬幡治君 ただいま小平長官の方から一点、二点についての御説明がございませうが、一点については、まあこれは事務的な手続の間違ひであつたと承りました。

第二点の問題については、先ほど理事會等でもいろいろと議論があつたわけでございますが、要は、衆議院においてこういう提案がなされておる、それで参議院でこれを變えることはできない。元來ならば、變えてもらひたい。また、あなたのほうもそれに応ずる用意があるけれども、そういうことができないから、まあ今そこで釈明をいたさなければならぬ格好な取り扱いにする、こういう点でわれわれのほうも了承せざるを得ないと思つて承る。時間的な進行状態において了承するわ

けですが、少なくとも「固有の領土」というような定義が非常に不明確であり、しかも意見の分かれておる問題についてこういうところに載せられるという点は、非常に私ども遺憾であり、軽率な扱いであつたというそしりは免れないと思つておる。そういう点についてやはり遺憾の意を寄せられたというふうな了承してよろしうございませうか。

○政府委員(小平久雄君) ただいまお話のございましたとおり、「わが国固有の領土であるにもかかわらず」云々という点は、さつき申しましたとおり、衆議院の提案理由にも申し上げましたところでございます。その關係から申しまして、本院の提案理由が衆議院のそれと異なる、こういうわけにも参らねと思ひます。遺憾ながら、これを取り消すということはできかねるのでございませう。この点もあわせて御了承をいただきたいと存じますし、またただいまの御発言につきましても、私どもといたしましては、今後こういう表現につきましても十分ひとつ注意をいたして参りたい、かように考えております。

○大矢正君 それでは、総務長官にお尋ねをしますが、この法律の名称は北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案となつておるんです。ところが、この目的の中には、後段に「あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする」と、こうなつておるんだが「あ

○大矢正君　これは前段のほうで、たとえば生活に必要な資金を低利で融資をしたり、あるいはまた事業経営やそ

の生活の安定をはかるのだ、こう書いてあるから、これだけで事が足りると思うが、「あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。」となっておるわけだね。北方地域というのは、御存じのとおり、現実にはまだ日本の国には戻ってきていないというか、主権が及んでいないというか、日ソ共同宣言によって齒舞、色丹は云々という話し合いはあるけれども、事実上まだ主権が及んでいないという問題があります、その主権の及んでいない「北方地域に関する諸問題の解決の促進に資する」と、こうなっているが、それはどうも私にはわからない。主権の及んでおらないのに、「問題の解決の促進に資する」というの

れなら前文で全部終わっているわけですが。にもかかわらず、それが出ているという問題とそれから、これらの人々は現に北海道もしくは本州に住んでいる人々であって、国内問題である。純粹な国内の諸地域の問題であって、北方地域の問題じゃないのに、それらの人々を対象にして北方地域と呼称するあなたの立場がどうも不明確だ。何かには、たとえば安全操業の問題だと

それから、もう一つは、具体的にこの法律の中にいきますと、「啓もう宣伝」とかいうような言葉が出てきますね。必要な調査研究¹あるいは「啓もう宣伝」というのは、一体何のことか、それをお聞きしておきたいと思えます。

○政府委員(小平久雄君)　ここでも申しておりますように、「あわせて北方地域に関する諸問題」というのは、国が当然やるべき性格の、今御指摘の外交的な問題等を扱うという気持は、意図はないわけであります。これらの今対象になるべき北方地域の旧住民というものにつきましては、それらの地域でこれらの人々がもととどういう生活態様であったかというようなこと、たとえば土地なら土地につきましても、実際どういうふうな所有関係等がなっておったのかといったようなことにつきましても、これからいろいろ調査等もして参らなければなりません。そういう関係のことをここで「北方地域に関する諸問題」、こういう表現でいたし

なお「啓もう宣伝」ということでございしますが、これにつきましては、これらのものと住民というものの間の連携等を緊密にさせて、また一方、一般の国民にもこういう特殊な立場に置かれて、これらの人々々の姿というものを承知してもらうといえますか、よく理解してもらう、こういうことをやらして参ろう、こういう趣旨でございします。

えば調査するとか研究するというのであれば、あなたの言われるように、かりに北方地域とあなたが呼んでおられる四つの島に關しての漁業権の問題や、土地の問題や、そういう点についての過去における経緯とか、そういうものを調べられるということで問題が

済むのたが、「諸問題の解決の促進」というと、これはどういうことになるのですか。たとえば、そうすると、あなたがさっき漁業権の問題とか土地の問題とか言われたが、この漁業権の問題や土地の問題は北方協会が扱われるのですか。これは私の聞いている範囲においては、漁業権の問題や、それから国後、択捉、歯舞、色丹、この四島における土地の問題とか、そういう問題については、まだ政府の方針すらきまっておらないと私は解釈しているのですが、政府の方針、態度すらきまっておらないのに、北方協会に対して「問題の解決の促進」をさせるのですか。そうすると、北方協会というものは明らかに政治団体になってしまうのです

申しましたとおり、外交的なこと、あるいは今お話しした政治的な問題、それらを新たにできようとする北方協会に扱わせようとするのももちろんございけません。ただ、お話の点につきましては、漁業権の問題にいたしましては、今後政府としてももちろん調査もしていかなければなりません。同時に、旧住民等につきましても、あるいは北方協会におきましてもそういうものに

という立場において、調査研究の範囲
においてはこれはしてもらうことにな
ろうかと思います。

○大矢正君 おかしいですね。調査研
究なら調査研究をすると言っておけ
ばいいのに、諸問題の解決の促進に資
する」と、こう書いてある。「諸問題の解

決の促進」、何を解決するのだと聞いている。「地方地域に関する諸問題の解決」、何を解決するのか。調査研究なら、北方地域に関する調査研究なら調査研究でいいじゃないですか。それを諸問題を解決するという。何か問題があつてそれを解決する……。何を解決するのです。そうならば、たとえば安全操業の問題とか、領土の問題とか、大きくいえばそういう問題もあるでしょう。小さくいえば、個々の漁業権の問題や土地の取得の問題があるでしょう。こういう問題を北方協会が扱うのですか。それを聞いている。

○政府委員（小平久雄君） これは、この「諸問題の解決の促進に資する」と、こう申しておるのであります、解決

もう、こういう趣旨でございます。

○大矢正君　それじゃ、総務長官、日ソ共同宣言によれば、齒舞、色丹というのは平和条約の締結と同時にソビエトはお返ししますと当時は言いましたからね。最近、安保条約があるからこれは返すことができないと、こう言っておる。かりにこれからの外交が好転をして、日ソ間で取りきめができて、齒舞、色丹が国後、択捉か、いずれを問

が及ぶということになった場合に、結局これらの島々に対する具体的な法律との関係はどうなるのですか。

○政府委員(小平久雄君) この四つの島が、まあ島全部なりあるいは一部なりが返った場合に取り扱いがどうなるかという点ですが、その場合に、今度

の事業が、北方協会というものを作りまして、これを中心にもとの住民にやっていかう、こういうことでございしますが、これは日本としては、いづれにしても日本が希望しておるところが施政権も及ぶ、こういうことに相なると思いますので、一般の内地と同様な扱いになっていく。ただし、北方協会のほうにつきましては、そういう事態になれば、当然これは解散ということになるだらうと思います。解散のときにどうするか、財産その他についてどうするかということは、また別に法律でそのときの情勢に応じて定める、こういう建前に今なっております。

○大矢正君　まあ、なかなか提案理由や目的の中には疑義がありますけれど

も、最後に、私は総務長官に私のほうから聞いて、そういう考え方がいいのか悪いのかということ、あるいはそういう解釈が正しいのかどうかということ、念を押しておきたいと思いますが、「あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする」と云々という言葉と、それから二十二条の「業務の範囲」にある「北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るための必要な調査研究及び啓蒙の宣傳を行なうこと」と云々という言葉は、特定な政治意識に基づいて、領土問題や安全操業の問題や、あるいはもっと具体的にいえば、四つの島に関する漁業権の問題や、あるいはまた土地その他の問題や、そういう点について北方協会がみずからの判断に基づいて意見を述べたり、あるいはまた意思の発表を行なったり、そういう特殊な運動をするとか、そういうものでないことは確かですね。念を押しておきます。

○政府委員(小平久雄君) そのように理解をちょうだいしてけっこうだと思えます。

○大矢正君 それから、この法律の主管というのは、総理府の総務長官のところと、それから農林省ということになるわけですが、いずれが中心になつてこれは主管されるわけですか。共管ということに解釈はなるのですが、共管すると、共管ということになると、農林省と総理府のあなたのところと、必ず意見が一致しなければ物事は進んでいかないことになりますね。その点はどういうふうになりますか。

○政府委員(小平久雄君) お説のように、主務大臣としては総理大臣と農林大臣ということに相なっております。

財政面等につきましては大蔵大臣に協議することになっておりますが、そこで総理大臣と農林大臣のどちらにウェイトがあるかという点のお尋ねと思いますが、これは両者の共管ということでありまして、どちらにウェイトがあるかと、こう申しかねると思ひますが、ただ事実問題としては、問題によつて農林大臣のほうの意見が強く反映する場合もあるでしょうし、あるいはまた問題によつては総理府のほうの意見と問題としてはあるだろうと考えております。いずれにいたしましても、この両大臣の意見がどこまでも最後まで一致しないというようなことは万々あるまいと、かように考えておるわけでございます。

○大矢正君 この法律は必ずしも、昔の、戦前の漁業権、戦争が終結する以前の漁業権を持っていた人々に重点を置いてこの法律が実施されるのではないのじゃないか。それよりもむしろ入りますけれども、根本的にはやはり四つの島におつた人々の現状と将来に対して、この法律というものを作り、生活の安定をはかつてやろうと、こういうことに解釈すべきだと私は思うのですが、そうすると、農林省といつたって水産庁ですね、事実上は。水産庁が意見を述べるといふことになるかと、どうしてもやはりこれは漁業権者を中心にしたものの考え方になると思ひます。そういう意味では、明確にやはり総理府なら総理府においてこの法律の主たる運用といひますか、主たる立場というものは明らかにして、もちろん水産関係にもかなり影響のあることでありますから、水産庁というものは総理府に対してその業務の実施運営上における意見を述べるといふ程度で、最終的な判断はやはり総理府が持つべきじゃないか。私はそう思うのですが、長官、どうですか。

○政府委員(小平久雄君) そういう御意見も一応あるかと思ひますが、御承知のように、四つの島のものと住民といふものは、資料も差し上げてあると思ひますが、約八割程度はもと漁業に従事しておつた。その大部分は北海道に現在引き揚げておるわけでありまして、それでもなおかつ三割程度はやはり漁業に現に従事しておる。こういう関係もございまして、それらのことも考慮に入れて、今後、この北方協会の活動につきましても、漁業関係の人、あるいは現に従事しておる人、それらに対する援助といふものが、やはり大きなウェイトを占めていく、こういうことになると思ひますので、それらを全般的に考慮して、総理大臣及び農林大臣が主務大臣と、こういうふうにいいたしたいと考えております。

○天田勝正君 私が先般質問いたしました、四つの島に限る、以外のウルップ以北の諸島に居住していた人たちの保護はどういうことになりますか。

○政府委員(小平久雄君) ウルップ以北の引揚者の取り扱いでございますが、それらにつきましては、他の方面からの一般の引揚者、これと同じ立場においていたまいますところは考へて参りたい。一般引揚者の問題として、さきに考慮すべきものがあれば考慮をいたして参る、さうして現在のところは考へております。

○天田勝正君 そういたしますと、平等の原則からして、この四つの島の人

たちも、一般の引揚者としての保護を受けるほかに、この北方協会設立によつて金融措置等特別な保護措置が講ぜられるわけであつて、どうしてもそこに差ができるけれども、その点は差ができておるやむを得ない、こういう考へですか。

○政府委員(小平久雄君) 一般引揚者につきましても、御承知のとおり、引揚者給付金等が交付されておるわけでございますが、これらはもとの居住地にいわたる復帰と申しますか、そういうことができないという立場において、このいろいろの施策が行なわれて参つておるわけでございます。この四つの島については、またいわゆる領土問題等に触れることになつてしまふわけですが、四つの島の住民といふものは、これにぜひ復帰したいという非常な希望を持っておられる。また、日本としても返還をしておきたい、こう希望しておるという関係にございまして、ここに若干性格が異なるところがあると、かように考へておるのでございまして。

○天田勝正君 私は、この法律審議当初から、領土問題に触れようと思つていないわけですが。領土問題に触れないが、ただ四つの島の人が、他方やはり一般の引揚者と同じような処遇をなされておつて、そうして今回この北方協会のよつてここにプラス・アルファができる、そこに他の島々の人、あるいは満州なり中国なり、そういうところから引き揚げた人、それだけでも差がでるのじゃないか、こう指摘しておるのです。領土問題に触れますと、とても長くなって審議できませんから……。そこにどうしても差ができる

けれども、その点はどうもこれはしょうがないというふうなお考へですかと、こう聞いておる。

○政府委員(大竹民勝君) 差別がつきまうというふうなことでございまして、これらの地域から引き揚げました者、ほとんど大部分が北海道に居住しておりました地域を十分に使えないといふふうな事情もございまして。先ほど長官から御説明申し上げましたように、島に早く帰りたいというふうな事情もございまして。あるいはまた、かつての漁業権補償も受けられなかつたといふふうな事情もございまして。そういうふうな事情も総合的に判断いたしまして、今回の措置を一応この島に限つて行なつたのであります。

○天田勝正君 つまり、これはこう解釈してよろしいですか。一般の引揚者としては引揚者としての処遇をしてきたけれども、しかし、その処遇のうちには漁業補償といふものは入つておらなかつたから、その分は他とそこに差ができるようになっておる、どうもこれは放置しておいたのを手当するだけで、別段ここに差ができるものでない、こういう解釈でなければ、平等の原則にはどうしても反してくる。でありますから、それならば、その漁業権に関する限りは、むしろウルップ以北のほうで永久に返りそうもないということが想定されるので、そこでウルップ以北の人たちにも同様なこの措置を与へるべきでないかというの、過日來の私の考え方なのです。その点はいかがですか。

○政府委員(小平久雄君) 大体、先生

の今お述べになられた方向の考えと私も理解をいたしておるのであります。したがって、今回の措置をとるといふ理由の大きな一つというものが、漁業制度の改革に伴う補償等も行なわれなかつたということも、これまた大きな理由であることは間違いないと思います。むしろ、ただそれだけということでもございせん。そうなる、それじゃ中千島あるいは北千島の関係がどうなるかということもございせんが、現在のところは、この四つの島にしろ、あるいは中千島、北千島等についてしましても、あるいは漁業権の補償をしようとしても事実上できない。やっても、これは意味がないと申しますか、そういう状況に置かれておるわけでありませう。将来この四つの島についても、かりにわが国に返還されるということがありますならば、その際においてはそのときの情勢に応じて漁業権等についても何らかのこれは当然考慮をしなければならぬだろうと思ひますし、また、かりに中千島、北千島等についてもそういうことがかりに起こるとすれば、やはり同様に扱われるべきものだろう、さように考えておるわけでありませう。

ことになれば、絶無の方がよりよい補償されなければならぬという立場に私は立たざるを得ない。ですから、将来返るようになったら厚い手当を加えるというのではなくて、逆に、返るあてのないほうへ厚い処遇をいたし、そうしてやがて返るかもわからぬというほうは放置しておいていいというわけではありませんけれども、これはそれほどこでもない、こういうことが言えるんじゃないかと思う。ですから、ここで行ったり来たりしても、いつまでたつても平行線でしょうから、私は希望しておくことは、ウルップ以北もまた方の調査でも五十人とかあるいは二十一人とか、ごく少数だが、そういう人たちにも今後ひとつ検討されて何か処置をとってもらいたい、こういうふうに要望しておきます。

もう一点だけ質問しますが、この北方協会に対して国債の交付で、その利子が六分である、こういうことになりますと、この金融機関に代行使せられたりなどしながら、これらの旧漁業権者に対しての融資というものは、おそろくそうすると一割ぐらいの利子ということになると思うのですが、そういうことですか。どの程度予定しているのでしょうか。

○政府委員(小平久雄君) これは国債の、基金になつて十億の国債、この利子は六分、こうなつていますから、年間六千万入るといふことになりま。これはいわば資金コストはゼロ、こういう金でございませう。したがって、この貸付の利子というものが、ずつと安くなるわけですが、それはお手元に資料が差し上げてあると思いますが、短期の場合、あるいは長期の場合、それから生活援助的な場合、事業資金的な場合、それぞれ違ふことと思ひますが、詳細は事務局から説明いたさせます。

○天田勝正君 それは、私、勘違いしてゐたから、よろしいです。

○須藤五郎君 小さい問題ですが、ちよつと伺つておきますが、これは六分で年六千万円利子が入る。その利子を今度は引揚者に貸す、こういうわけですが、その貸す場合の利子等が、私ちよつと調べても見当たらないのです、幾らで貸すんですか。

○政府委員(小平久雄君) ちよつと事務局から説明させます。

○説明員(林田悠紀夫君) お手元にお配りしてあります法律案参考資料の最後の(5)の北方協会業務方法書の主要規定見込事項というところに、この資金を事業資金と生活資金に分けまして、それらを中長期の場合と短期に分けまして、貸付の相手方、利率、償還期限、貸付限度というふうに規定してございませう。その利率は……。

○須藤五郎君 おれんところへ来ていないんだ。利率はきまつてゐるわけじゃない。それを言つて下さい。

○説明員(林田悠紀夫君) 事業資金につきまして、中長期と短期とございまして、中長期につきましては年五分を予定しております。短期につきましては日歩二銭程度、年にしますと七分三厘くらいになります。その程度を予定しております。それから、生活資金につきましては年三分、特に生活資金の中で修学資金については無利子で貸したいといふことを予定しております。

長期の場合、それから生活援助的な場合、事業資金的な場合、それぞれ違ふことと思ひますが、詳細は事務局から説明いたさせます。

○天田勝正君 それは、私、勘違いしてゐたから、よろしいです。

○須藤五郎君 小さい問題ですが、ちよつと伺つておきますが、これは六分で年六千万円利子が入る。その利子を今度は引揚者に貸す、こういうわけですが、その貸す場合の利子等が、私ちよつと調べても見当たらないのです、幾らで貸すんですか。

○政府委員(小平久雄君) ちよつと事務局から説明させます。

○説明員(林田悠紀夫君) お手元にお配りしてあります法律案参考資料の最後の(5)の北方協会業務方法書の主要規定見込事項というところに、この資金を事業資金と生活資金に分けまして、それらを中長期の場合と短期に分けまして、貸付の相手方、利率、償還期限、貸付限度というふうに規定してございませう。その利率は……。

○須藤五郎君 おれんところへ来ていないんだ。利率はきまつてゐるわけじゃない。それを言つて下さい。

○説明員(林田悠紀夫君) 事業資金につきまして、中長期と短期とございまして、中長期につきましては年五分を予定しております。短期につきましては日歩二銭程度、年にしますと七分三厘くらいになります。その程度を予定しております。それから、生活資金につきましては年三分、特に生活資金の中で修学資金については無利子で貸したいといふことを予定しております。

でいつて、それを貸して利子を取つていくと。そうすると、毎年その貸し出し金額というものはふえていくという計算なんですか、どうですか。

○説明員(林田悠紀夫君) そういうことではございませう。

○須藤五郎君 貸し出す場合に、この法案では何か事業主とかちゃんと書いてありますが、個人にもそれは貸し出すことになるのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) さうでございます。

○須藤五郎君 その個人に貸し出す場合に、何か条件がつかないのですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 個人の貸付の場合、これは北方地域の旧漁業権者等といふものを第二条で規定しておりますので、それで旧漁業権者といふ者と、あるいはそのほか六カ月以上北方地域に生活の本拠を有していた者とか、そういうような個人に貸し付けることにいたしております。もちろん、貸し付ける場合にはよく審査をして必要な人に貸し付けていく。と申しますのは、もう担保金を持つておつてそういう必要もないというようない人は除きまして、まず困つてゐる人から貸し付けていくというようないことを考えております。

○須藤五郎君 そうすると、金のある人には貸さないで困つてゐる人に貸すといふのですが、その貸す場合に無条件で無担保で困つてゐる人には貸すといふんですか。これは北方協金といふ名がついてゐるけれども、実際は何だか北方協金と名のついた銀行のような感じがするんです。私たちこれは銀行だと思つてゐる。銀行業務です。だから、貸す以上は、その金の回収といふ

こともあなたたち考へてゐるのだから、そうすると、貸したものが取れないといふふうなことを心配すると、そこに担保を取るとか何とかいふ条件がついてくると思ふんですが、さういふ条件はついてゐないんですか、どうですか。

○説明員(林田悠紀夫君) 担保の点につきましては、たとえば貸付対象事業で、漁船を建造するとか、あるいはほかの施設を作るとか、いろいろさういふことがあると思いますが、さういふものを担保に、作り出したものを担保に取りましたり、あるいは保証人を取るとか、さういふようなことが行なわれると存じます。生活資金のように、特に生活のために貸さなければならぬといふような場合におきましては、さういふ物的担保よりもむしろ人的の保証の方を採用するといふようなことになると存じます。

○須藤五郎君 生活困窮者に貸すといふことと今のあなたの答弁とは、やっぱり矛盾した点ができてくると思ふのです。ほんとうに生活困窮者に貸す金ならば、やっぱり無条件で貸さなければ、さういふ生活困窮者の保証をするといふような人、さういふ篤志家があるかどうかという問題です。それから、生活困窮者が担保に入れるようなものを持つてゐる道理がないわけですから、さういふ点、私は非常に矛盾があると思ふのです。最初、この金はさういふふうな現地では理解をしておつたんですよ。ここに資料があるわけですが、現地からの声があるわけなんです。政府は今度われわれ生活困窮者に、引揚者に十億の金を出して見舞金をくれるのだ、というよう

に最初理解しておったのです。それで喜んでおったのです。ところが、それがいつの間にか北方協会という名前になってしまった、結局帰すところは北方協会という名前の銀行だ。銀行になつてしまったということなんです。銀行と名はつかないが、内容は同じだ。そうすると、実際にはわれわれ生活困窮者は何らの恩恵に浴することができないじゃないか、結局この十億円という金、それから六千万円という金は、大きな組織を持ったところ、漁業会社とか何とかそういうところの資金にこれが回されるのであつて、個人的な生活困窮者にはこの金は一文も回つてこない、こういうふうな現地では理解している向きがあるわけなんです。

○政府委員(小平久雄君) 今回の措置というものは、いわゆる補償でもなければ見舞でもない、こういう見解をとっております。いわば事業なり生活なりの援助のためにやるのだ、いわゆる援助資金というように申しますか、そういう考え方を持っているわけでございます。今先生の御指摘のような生活の困窮者、まあこれにもいろいろございましょうが、一般にいわれて生活扶助、これとは性格を若干異にいたしているわけでありまして、そこで、ほんとうの困窮者の場合には生活保護法の適用もこれはあるわけでございます。いましようし、それとは一応別個の立場において旧北方群島の住民を援助してやるといふ趣旨であります。

○政府委員(小平久雄君) その点は、そこではないのであります。私、言葉も足りなかつたと思ひますが、先ほど利子に關連して申し上げましたように、事業資金、生活資金、そののどちらに ついてもこれは援助するという建前をとっているわけでございます。

○政府委員(小平久雄君) ただいま先生のお話の生活の立ち直りの援助ということとは、この協会の一つの大きな事業であります。ただ、この家族構成等によつてどうしても立ち直りのできない、いわゆる生活保護の対象になつておられるというような向きに對しましては、もちろんこれは生活保護法の適用を受けることになると思ひますが、この法律ではあくまでも、一方においてはもちろん事業関係を含みますが、それと同時に、あるいはそれ以上に、生活の立ち直りの援助をする、こういうことを大きなねらいにいたしておるわけなんです。その方向にこの資金が流れていくように、事業問題としてはいろいろなケースがあると思ひますが、それらの点については十分ひとつ配慮をしながら運営ができれば、監督においても十分気を付けて参りたい、こう考えております。

○政府委員(小平久雄君) 生活保護を受けておられる者がこの北方協会の貸し出しの対象にならぬという意味で、私も先ほど申し上げたわけではございません。そういう方の、やはり立ち直りの資金ということでこの資金が十分活用されるべきだと、もちろんわれわれはさきから考えております。なお、先ほど来申し上げましたように、先生の御心配の点につきましても、この会が発足後に運営上十分気をつけるように、ひとつ私たちがいたしたしても監督指導いたしたいと思つております。

○須藤五郎君 もう一つ、運営に氣をつけるとおっしゃいますけれども、実際に無担保でも金を貸すのか。無担保

でもですよ、保証人がなくても、實際生活困難者には北方協会が金を貸すのか、そこをはっきりしておいて下さい。

○政府委員(小平久雄君) ただいま、何といひますか、事務的に一応考えておきます業務方法書、これはもちろん正式には、言うまでもなく、会ができてから会がそれを作つて、こちらの当局の認可を得べきものですが、一応今考えているところでは、この担保及び保証人については次のようにしたらどうかと、こういうことを考えているわけでありませう。すなわち、原則として、保証人及び担保またはこれらのいづれか一方を必要とする。ただし事情やむを得ないと認められる場合におきましては、これを求めなくてもこれはやむを得ないだろう、かように考えております。

○大矢正君 これは、この法律が実施された以降に疑義が生じて困るし、法律を作つた趣旨のとおり運営をされない場合に、私も非常に残念ですから、そういう意味を含めて実は質問をしたいと思つてゐます。

そこで、この法律が国会を通過し、しかも施行をされて動き出すにあたりましては、当然これは政府から債券が交付される。しかし、債券は交付されるけれども、現実的には、手持ちの金は一銭もないところから出発するわけですね。そうすると、当然、手持ちの資金がないから、いづれから融資を仰がなければならぬ。まず第一年度は金を借り始める。第二年度からは、これは金利が入ってくるからなんだが、第一年度は金を借りる。そうすると、實際問題として、第一年度と

いうものは、かりに資金運用部の金を借りてみたところで、五分、六分という金利ですから、結果としては、これは交付公債の金利がついたと仮定しても、第一年度はこれは結局それだけ赤字になつてゐるわけですね。そこで、第二年度に移つた場合に、初めて手持ちの資金がで上がるということになつてくると思ひますが、当然この長期の資金を貸し付けるのと一年きりの短期資金を貸し付けるのと、内容によつて違ひは出てくるでしょうけれども、一番需要が多いと言つて言葉の表現が悪いかもしれませんが、資金を貸してもらいたいという意欲が強いのは、私、初年度だと思つてゐます。初め

て法律ができるのですから。そうしてこの法律の対象になる人々、言うならば借りる権利を持つ人々は、初年度から結局あるわけで、むしろ一年々々これは借りる権利のある人といふものは減つてくるわけですね。ふえるわけはない、減つてくるわけですから、それからいいますと、初年度はそういう形で出発すると、借り入れ、借り入れでもつて、二、三年まかなわなければならぬような結果が出てくる危険性が計算上出てくると思ひますね。その場合、これは一体どうするのか。かりに十億の債券を担保にして金を借りたとしても、借りれば金利がつくから、なかなか思うにまかせない。しかし、借り入れ希望は初年度あるいは二年度に集中をする。当然、私はこの公債償還とかなんかを通じて北方協会の資金量というものは確保しなければならぬという問題が必ず出てくると思つてゐるが、これは大蔵省に關連する問題で、これは課長さんに聞いてみましょう

がない話で、これは政務次官、どう思ひますかね。今私が申し上げたことを、大蔵政務次官は。

○政府委員(堀本宣史君) ただいま大矢委員の御質問のとおり、やはり初年度には利子が入つて参りません。ただ、国債の利子の支払いは普通年一回となつておるやうでございます。これが二回にそういう意味で分けたのださうでございます。で、やはり借入金によつて当初第一年度はやつていくよりほかに方法がないということのようでございます。

○大矢正君 だから、私の言うのは、まず第一に初年度に借り入れ希望といふものは集中するといふのです。そうでしょう。だから、金に限度があるんだから、当然これは希望があつても全部を認めるわけにはいかないでしょうし、中には事業資金を借りるにしても担保がないとか保証人がないといふ人もあるだろうから、それは百パーセント借り入れ希望を受け入れるわけにいかない、そう私も思ひますけれども、しかし、一番集中するんですから、その一番集中する一年目、二年目あたりには、それ相応の処置をしなければならぬんじゃないか。極端なことをいへば、二年目あたりでもつて国債の償還は一億でも二億でもやつて、その金で運用するといふやうな考え方がなければ、非常にこの法律の意味といふものは将来に持ち越されてしまつて、法律ができた当時の肝心の一年、二年、三年目あたりは大して効果があるかないかという結果が出てきはしないのかと、こういう質問なんです。

○政府委員(上林英男君) 国債の利払いは、今回の国債につきましては二年二回を予定いたしております。また一方、貸付につきましては、いろいろお申し込みがあると思ひますけれども、所定の手続を経まして順次やつて参るわけでございますし、さしあたりは借入金をもつて泳がなければならぬと、一方におきまして利子も入つて参りますこととでございます。貸付手続も要することとでございますので、順次資金的には見合つて、円滑に貸し出しをやつていくということになるものと考へてゐるわけでございます。

○大矢正君 もっとせんに詰めていくと、大蔵省で途中の債券の償還といふことを考へて、北方協会の資金的な運用の問題をある程度ゆるやかにしてやるといふ考へ方があるのかないのかという質問については……

○政府委員(上林英男君) この北方協会に對しまして国債を交付いたしましたのは、北方協会の基金を形成いたしましたので、それによりまして法律に規定されておられますやうな業務を行なうことを考へてゐるわけでございます。したがひまして、現在におきましては主としてその利子によりまして業務を行なうといふことを考へておられますが、将来、北方協会のいろいろな趣旨が徹底いたしましたり、業務の運営の推移に應じましては、またさらに検討をするということになると考へておるわけでございます。

○大矢正君 それでは、総務長官にお尋ねしますが、初年度は大体どの程度の貸し出しを見込めるんですか。

○政府委員(小平久雄君) 初年度にどの程度の貸し出しになるかというお話でございますが、実はこの協会の発足ができました、おそらくこの借入

の希望を調査するといふやうなことのたために、少なくとも五、六か月は事務的にかかるのではないかと気がいたします。設立してからでございますから。その間の必要経費といふものは、これは言うまでもなく大體事務費と、こういうことになるわけで、これは当面借入金でまかなつていくほかは、かろうと思ひます。大體事務的の推定では五百万円程度でよろしかろうと思つてゐるわけでございますが、したがつて、それらの調査等が大体できてからいよいよ緩急に應じて貸し出していく、こういうことになると思ひます。

○大矢正君 先ほど来お話もございましたが、借り入れの申し込みといふものが實際問題としてどういふ種類のものがどの程度になつてくるかといふことについては、今のところ明確にはなつておりません。これは発足して調査してみないと、明確にわからぬと思ひます。

○大矢正君 あなたは、このほうからいた資料によると、北方在域にも居住してゐた人々の職業の状況調べといふのが出ておまして、これを見ても、単純労働者といふのが三百九十六人、これはもうほんとうに純粹の意味の私は労働者だと思ふ。それから、事務従事者といわれる方が、人に雇はれてゐる、言うならば、いい言葉でいへばサラリーマンといわれる方が三百五十六人、それから職のない人が三百十六人、世帯主に計算して、それからさらに、漁業者及びそれに従事する者が八百三十二人おられますが、その中で漁業労働者として働いてゐる人も当然この中に入り、かなりあろうと思ひます。それからさらに、それ以外のこまかいところをずっと拾つて参

りますと、自分みずから事業しているのではなくて、人に使われて生活しているという人は、二千五百四十二人の三十三年九月一日現在における世帯主数において、かなりのパーセンテージを占めることになるわけです。

そこで、事業資金と生活資金の二つに分かれて金が貸されることになりま

すけれども、事業をやっている人は一口百万円ということ、百万円まで借りる権利が発生をする。それから、生活資金のほうは十万円だ。こういう計算になって参りますと、結果論的には、たとえば漁業をやっている人、特に人を使つて大きな船を持つて漁業をやっている人々やそれに類似の人々が金の大部分を借りて、働いておられる人々はほとんど対象にならないという結果が私は出てくるのではないかと思

う。当然、これは事業資金という内容の金の貸し出しというものは、これはかなり私は多いと思います。そういう面から考えて参りますと、この法律の趣旨はどこにあるのか、私よくわかりませんが、漁業権の補償ということ、あるいは見舞、そういうことでこの法律は生まれたのではないということ、を、あなたもさつき言われている。言

うならば、かつて四つの島におられた方々はお気の毒だからこの際やりたい、こう言われている。そうすると、片一方には非常に金融の面が恵まれるという結果が出て参りますが、片方の他人に使われる人は生活資金を借りるにしてもなかなか困難という現象が、特に資金量の少ない初年度、二年度、あるいは三年度あたりには現われてくる危険性が出てくると思ひます。それ

からもう一つは、担保を中心としても

のを考えますから、事業資金を借りる場合には、担保力のある大きな引揚者が金を借りられて、ほんとうに沿岸漁業をささやかにやって、三トンやそこらの船を作るのにも事欠く人々にこの資金が行き渡らない結果が出てくると思ひます。そういう点について総務長官はどうお考えですか。

○政府委員(小平久雄君) 北方協会の業務のやり方いかんによつては、ただいまお話のありましたような傾向があるいは起こるんじゃないかという心配も、これは当然出て参ろうと思ひます。したがって、先ほどお話しのとおり、ことに当初のうちは資金も少ないわけでございますから、事業資金と生活資金と、こう二つに大別いたしました際にございましては、まずやはりこの両者のいずれが優先するかということになれば、生活資金のほうを優先して運営さるべきだと、私はかように考えております。また、事業資金の場合におきましても、大体事業資金について

は、この法案中にもありますように、もちろん個人には貸さぬという意味じゃございせんが、しかし大体この組合等を通じてやはり組合の事業資金といったような形で行く場合がむしろ大部を占めるんじゃないかと、こう私は考えております。そういう関係で、なるほど形の上では事業資金ということになるかと思ひますが、しかしその属している組合の事業が活発化することによつてやはりそこに従事しておる方々もその恩恵に浴して行く、こういうことにならうと思ひますので、いずれにいたしましても、今後のこれは運営の問題でございすから、われわれとしてもお話のような点は十分警戒を

しながら今後運営されるように努力をいたして参りたいと思ひております。

○大矢正君 水産庁の方でなにか来ておられるでしょう。

○委員(大竹平八郎君) 漁政部長。

○大矢正君 今総務長官の御答弁によれば、生活資金が先だという御答弁である。それはそのとおり確認していいですか。

○説明員(林田修紀夫君) 総務長官御答弁になりましたように、当面生活資金を考へまして、やはり生活を向上させるためにはどうしても事業をやらないければいけませんから、事業資金もその後考へていくということにいたしました

と存じます。

○大矢正君 そうすると、あなたの解釈からいくと、これは私は善意に解釈するのだから知らないが、かりに労働者を使つて漁業をやっているようなそういう人々には、当面金を貸すなどということは考へないで、たとえば沿岸に住んでおられて船があることによつてその人の生活の将来が成り立つというような人には金を貸すとか、こ

ういう、かりに事業資金を出すにしてもそういう方向でいくんだと、こういうふうな解釈していいですか。あなた

の答弁からいくと、私そういうふうな受け取りざるを得ない。

○説明員(林田修紀夫君) 実は、動力船の場合に一トンの船を作るのに十万円要しまして、十トンの船でございすならば百万円というふうなものでございす。したがいまして、一人の漁業者は船を作る場合にどうしても五トンくらいのものは作らなければいかぬということになると思ひますから、それくらいはないと生活ができません

じゃないかということが出て参りますので、まあそういうふうな見地から百万円を最高としたような次第でございす。これは最高でございまして、できるだけ生活に困つておる人の事業を助けていくというふうな見地から運用は当然すべきであるというように考へております。

○成瀬權治君 本法の第一条の目的のところ「特殊事情」ということが書いてございす。引揚者に対する表現が、ここに特別に北方地域の方たちに對して特殊事情があるから、あるいは「特殊な地位等にかんがみ」ということが書いてございす。どういうこと

でこの人たちだけを特別に扱いをされるか、その理由を承りたいととも、なお、先ほど天田委員からも指摘しておりましたけれども、ウルップ以北の方たちもそうか、あるいは南洋とか小笠原関係の人もあるのですが、そういうところに対しては今後どういったようなワケを広げられていくつもりか。たとえば朝鮮から引き揚げてきた人も、北方だけやつて、おれも朝鮮にいて漁業に従事していたがどうだという

ようなことが出てくるのじゃないか。あるいは台湾にいた。そういうところは今後どういうふうにされるのか。

○政府委員(小平久雄君) 第一条に申しております特殊な事情でありますとか、あるいは特殊な地位ということにつきましましては、提案理由のうちでも申し上げたわけですが、これらの四つの島が、政府の従来の考へ方からいたしますと、これは放棄をしておらぬという見解をとつて今申し上げておるのであります。しかし、実際問題としては施政権が及んでいない、こういうこ

と、特に漁業権者等につきましては内地では漁業対策に伴う補償等もありましたが、そういうことも何ら行なわれ

ておらない。また、全般的に申しますならば、旧島民というものはものと

ころに帰りたい、こういう熱望を持つておるわけでありまして、これもかな

わぬでおる。こういったようなことを総合的に考へまして、「特殊な」という表現をいたしたわけでありまして。

そこで、今回のような措置をこれらの四つの島についてやる以上は、他の朝鮮であるとかその他の戦争の結果失つた地域のものや住民に対しても同じことをやるのか、こういう御趣旨かと思ひますが、現在のところはそこま

う。したがって、今の御説明で私は実
は納得しかねるものがありますけれど
も、というところはそれとしてやめまし
て、少なくともこういうことをおやり
になる以上は、私は、何と申しまして
も、あの農地の問題もやろうというよ
うな問題が出て、おかしなことが出
ておりますから、農地旧地主に対す
るそういうような補償の問題も出てき
ておりますから、そういうことをや
ります前に、私たちはやはり引き揚げ
られたお方たちに対しては、なお生活
の谷間にあえいでいる人が多いわけ
ですから、そういう人たちの先に取り扱
われるような趣旨において、私もこの
問題についてはそれは異議は申し上
げたりしないのですけれども、今回こ
ういうような方向でこういう問題は処
置していただきたいということにし
て、あまりこの問題については議論す
ることはやめます。

次に、お尋ねしたい点は、今大矢君
が指摘しておりましたが、金を借りる
人はどうも事業資金のほうに多く回っ
てしまつて、個人の方の回り方が少な
いじやないかと。なるほど今後もっと
調査してやるのだとおっしゃいます
が、大抵初年度ないし二年度には、六
千万円なら六千万のうちで、大ざっぱ
にいつて、六千万のうちこのくらい
は事業資金のくらは生活資金の方
に回していくのだというふうな大ワ
クはきめておいてになりませんか。それ
とも、これは調査後出てきた数字とに
らみ合せてやつていきたいというふ
うに考えておられるかどうか。その点
が一つ、それから市町村を通してお
貸しになると思いますが、市町村に対
しては補助金を、そういう事務に対し

まして何らかの人が要することござい
ますが、交付税等そういうふうな問題
について、何か——あるいは交付税で
どうこうするとうわけにはいかぬと
思いますが、何か考慮しておいでにな
るのかどうか。市町村は事務を担当さ
れるにあたって非常にしわ寄せされる
と思ひますが、そういう点については
どういうふうな措置をされるのです
か。事務当局のほうに御答弁願いま
す。

○政府委員(大竹民勝君) 第一点は、
現在のところ事業資金、生活資金の割
合を何か検討しておるかということ
でございます。私もいたしまして
も、一番関係が深いのは北海道でござ
いますから、北海道地元の方々とよく
話し合いを内々では進めまして、事務
的な検討は一応進めておりますけれど
も、しかし、やはり先ほど御説明に
ございましたように、実際始めてみま
せんと、なお資金需要がどのくらいあ
るかというふうなことも判明しないか
と思ひますので、一応の検討程度と
しては、先ほど長官が御説明になり
ましたような趣旨で運営をいたしてい
きたいというふうな考えでございます。
それから、第二点の町村の事務費の
問題でございますけれども、これは先
ほどからもたびたびお話に出ましたよ
うに、さしあつて資金の量が非常に
窮乏な状態でございますから、引揚者
がたくさん住んでおります市町村が引
揚者のために事業をする場合に、その
市町村の事業に対して貸すというこ
とになっておりますので、通常この引揚
者に貸します場合に市町村を通して貸
すという意味ではないのであります。

何か引揚者のための特定の事業、たと
えば住宅を建てるというふうなことで
も将来起こりますならば、その際に市
町村にも貸せるという意味でございま
して、特にさしあつて事務費のめん
どうという点までは実は考えておりま
せん。

○成瀬權治君 これはただ、この役員
のこともなんですが、会長、副会長、理
事七名以内、監事二名を置く、主務大
臣が任命するということになっており
ます。大体どういふような範囲内から
選んでこれを任命されることに實際は
なるでしょうか。

○政府委員(小平久雄君) この北方協
会の事業体が、いわば局地的と申し
ますから、大体もとの住民が北海道に
住んでおられるという関係もございま
すから、そういう点を十分考慮をいたし
まして、これらの方々に関係の深い方
面から、もちろん北海道に住んでお
る以外に多分富山だと思ひますが、あ
ちらに北海道に次いで引揚者がおられ
る、こういう関係になっております
が、何と申ししても主力は北海道で
ございまして、北海道、特に従来は
北海道庁が主として世話をした参った
ことでございますから、そこらの意見
も十分聞いて、ひとつ選任をして参
る。なお、詳細につきましましてはひとつ
特選局長から答弁いたさせます。

○政府委員(大竹民勝君) 地域別とい
うふうな点も、もちろん考慮しなければ
ならぬと思ひます。いろいろな島か
ら引き揚げられておられますから、そ
の地元の事情に明るい方、それからま
たかつてのお仕事、あるいは現在の職
業というふうなことも精通しておら
れる方、いろいろな関係者団体もござ

います。そういうところもひとつ相
談をいたしまして、また實際におきま
しては北海道に非常に多くの者が居住
しておられますので、北海道庁関係の
方に御相談できるというふうな仕組
みにして参りたいというふうに考えてお
ります。

○成瀬權治君 十五条に役員のこと少
し書いておられるのですが、私が
ちよつと見ますと、引揚者の中から
じやなくて、このお方たちはほとんど
が今おつしやるような者で、たとえ
ば知事さんを持つてきて当てるとか、あ
るいは副知事というふうな、どうも役
員の方を当てられるのじやないかとい
うことを考えられる。そういうふうな
ことを實際おやりになるのか、そう
じやなくて、何人かは引揚者の人た
ちがこの中に入つてくるのだという
か、その辺のめどが聞きたいと思ひ
ます。任命されるのは、主務大臣が、
全然引揚者に関係ない——引揚者には
関係があるという程度、引揚者それ自
身の中から役員が何人か出られるよ
うなことを考えておみえになるのかど
うか。

○政府委員(小平久雄君) この協会の
仕事の対象というものが引揚者でござ
いますから、その引揚者の中からやは
り相当の役員に出てもらうというこ
とにいたしたいと思つております。

○委員長(大竹平八郎君) ちよつと速
記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ
て。

この際、委員長より政府に一言申し
上げます。本法案の第二十二條、北方
協会の業務範囲中、第五号「北方地域

に關する諸問題の解決の促進を図るた
め必要な調査研究及び啓蒙の宣傳を行
なうこと。については、領土問題等政
治的な活動をしていない趣旨であると説明
されておりますが、なお不明確な点があ
りますので、今後本法の運営にあ
つては、絶対に政治的な活動をして
おるという批判が出ないようにするこ
とを要望をし、御注意申し上げます。

○政府委員(小平久雄君) 委員長の御
発言に對しましては、政府としても全
くそのとおりと考えております。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言
もなければ、これにて質疑は尽きたも
のと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
を願ひます。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代
表しまして、この法案に反対の意思表
示をするものです。

先日来、領土問題についていろいろ
紛糾いたしました。本日、小平総務長
官から、その真意のあるところはこ
うだということ、この提案理由説明書
にある「昭和二十年八月ソビエト社会
主義共和国連邦により占領されて以来
事實上同国の支配下にあり、云々とい
うこの条項は、衆議院においては実は
提案理由説明のときに読まなかつた、
削除理由説明のときに読まなかつた、
この点はカットしたと同様だと思ひ
ます。それから、その前の「わが固有
の領土である」という点につきまして

に關する諸問題の解決の促進を図るた
め必要な調査研究及び啓蒙の宣傳を行
なうこと。については、領土問題等政
治的な活動をしていない趣旨であると説明
されておりますが、なお不明確な点があ
りますので、今後本法の運営にあ
つては、絶対に政治的な活動をして
おるという批判が出ないようにするこ
とを要望をし、御注意申し上げます。

○政府委員(小平久雄君) 委員長の御
発言に對しましては、政府としても全
くそのとおりと考えております。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言
もなければ、これにて質疑は尽きたも
のと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ない
ものと認めます。

も、領土問題の議論に決定づける意思ではないのだ。しかし、この点は衆議院の速記にも載っているから、この点は削除することはできない、こういうまあ了承求められたわけだ。

私たちが小平総務長官の意のあるところは了承したわけでありすが、しかし、たまたま政府の意思のあるところがこの文字に現われて表明されたのであって、紙面から字句を削ることは、これは簡単なことではありませんが、しかし、心の中からこの考え方を削除することは、これは容易なことではなく、私は幾ら小平総務長官が弁明を尽くされましても、政府当局の考えの中にはやはりこの問題は生き続けるものと私は考えるのです。(そのとおりと呼ぶ者あり)やはりそのとおりだという声が自民党内からあるごとく、小平総務長官がせつかく了承してもらいたいという意思を述べたにもかかわらず、やはりああいう不心得者があるということが、これがそのことをはつきり私は示しておる。だから、いかに弁明されても、私はこの点に対して了承することができないわけなんです。

北方協会などという協会を作って、そして今委員長も申されましたが、やはりこの協会を中心として北方問題のいわゆる政治的な問題についてもこれからのいろいろな作業をしていこうというこの意図が私は隠されておるようには思います。ほんとうに引揚者の生活困窮者を救おうとするならば、彼らたちが心から望んでおるところの、いわゆるソビエトとの間に平和条約を結んで、日本がほんとうに平和の立場に立つならば齒舞、色丹をソビエトは返

そうと言っているのですから、そういうことが実現できるような条件を私は国内に作り上げることこそが、私は北方から引き揚げた人たちの真意に沿うことだと、こういうふうな考えがあるので、そういう方向に行かないで、こういう協会を作って、そして表面生活困窮者に援助を与えるがごとく言いながら、その実はいろいろ、政府答弁の内容でもわかりますように、これは困窮者に生活資金を与えるのではなく、やはり結果的に見れば大資本を援助するということになるようなこういう法律を作っていくということに對しまして、私たちは賛成することができないのです。前の通常国会におきまして、私はこういう立場に立ちまして、この法案に反対したものであります。が、今回も私は同じ趣旨に立ちまして、この法案に反対をするものであります。

○大矢正君 私は、社会党を代表して、ただいま議題となっております法律案に賛成をいたしたいと思います。

ただ、私どもが賛成をするのは、この法律案の目的ないしは具体的な内容に對して全面的に賛意を表し、その上に立って賛成をしているものではなくて、言うならば消極的な賛成の域を出ないものだと思っております。なぜ消極的にしか賛成ができないかと申しますならば、まず、北方領土の問題は現在各党の間におきましていろいろ意見の相違する点もありますし、その際かような問題が議題となつて一つの方向がきまるといふことは好ましいことではありまじせんし、特にまた、この法律の内容の中に多分に政治的な活動も行ない得る余地が残されたような危険性

もありまじから、そういう意味で実は心配をしております。さらに、第二点といたしましては、この法律の趣旨は先ほどの質疑を通じて明らかになりましたが、生活に困っている人々を中心とした将来への生活設計が中心となつておるものと私は解釈しておりますが、政府もそう答弁をしておりますが、事実この法律が施行された以後における運用上においてはいろいろ疑義がありまじし、保証も確實に得られない中で、私どもとしては全面的にこの法律案に賛成することができないのであります。

しかし、先ほどの審議を通じまして、政府からも、私どもが質問をいたしました、また述べました趣旨を十分了とされて、公正なる運用を期けるといふ考え方の披露がございましたので、消極的にはありますけれども、本法案に賛成をした次第であります。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一

任願いたし存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記を始め

暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

十月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業近代化助成資金の設置に関する法律案(予備審査のための付託は九月二十五日)

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は九月二十八日)

昭和三十六年十一月一日印刷

昭和三十六年十一月二日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局